

太田市公告

太田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年太田市条例第 265 号）第 2 条の規定により、指定管理者の指定を受けようとする団体を次のとおり公募するので、太田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成 17 年太田市規則第 289 号）第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 14 日

太田市長 穂積 昌信

1 公の施設の名称及び所在地

- (1) 名称 太田市養護老人ホーム
- (2) 所在地 太田市内ヶ島町 1342 番地 6

2 指定管理者が行う業務

- (1) 事業の実施に関すること。
- (2) 施設の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める業務に関すること。

3 指定管理の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間を予定しています。

4 申請資格

- (1) 群馬県内において、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項第 3 号に定める事業を運営する社会福祉法人
- (2) 申請する法人又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 法人の代表者が法律行為を行う能力を有しない者
 - ② 法人の代表者が破産者で復権を得ない者
 - ③ 本市において、一般競争入札及び指名競争入札への参加を制限されている者
 - ④ 指定管理者の指定の取消しを受けたことがある者

⑤ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者又は法人

⑥ 国税及び地方税を滞納している者

5 申請手続

(1) 募集要項（申請書類等）の配布

① 窓口にて配布

ア 期間 令和7年7月15日(火)から令和7年8月15日(金)までの午前9時から午後5時までの間（ただし、土・日・祝日を除く。）

イ 配布場所 太田市浜町2番35号
太田市 福祉こども部 長寿あんしん課
いきがい推進係（市庁舎低層棟1階）

② 太田市ホームページからのダウンロード

ア 期間 令和7年7月15日(火)から
令和7年8月15日(金)

イ アドレス <http://www.city.ota.gunma.jp/>

(2) 現場説明会の開催

開催日時等、詳細は太田市養護老人ホーム指定管理者募集要項にて確認してください。

(3) 申請に関する質問の受付

指定管理者募集質問票に質問要旨を簡潔にまとめて、令和7年8月8日（金）午後5時までに長寿あんしん課へメールで提出してください。電話やFAX、口頭による質問は受け付けません。

詳細は募集要項にて確認してください。

(4) 申請書類の提出

下記により必要書類を整えて、必ず事前に電話連絡の上、申請者が提出書を直接持参により一括して提出してください。郵送、FAX、インターネット等による受付は行いません。

① 提出書類

指定管理者指定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて申請してください。提出書類はパンフレット等を除き原則A4判

で作成し、縦型ファイルに左綴じで作成してください。

※提出部数は、正 1 部、副 1 4 部の計 1 5 部とします。

ア 事業計画書

事業計画書には、次の事項を記載してください。

- ・ 団体に関する事項
- ・ 実施計画に関する事項
- ・ 収支計画に関する事項
- ・ 管理運営体制に関する事項

イ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における決算書類

ウ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書又はこれに類する書類

エ 本年度の事業計画書、収支予算書又はこれらに類する書類

オ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

カ 法人の登記事項証明書

キ 役員の名簿

ク 納税証明書

ケ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類

コ 暴力団排除に関する誓約書

② 申請受付期間

令和 7 年 7 月 1 5 日(火)から令和 7 年 8 月 1 5 日(金)まで

(受付は、土・日・祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで)

※書類の確認を行いますので、提出に際しては、事前に電話連絡の上、ご来庁ください。

③ 提出場所

太田市浜町 2 番 3 5 号 (市庁舎低層棟 1 階)

太田市 福祉こども部 長寿あんしん課 いきがい推進係

④ 留意事項

申請書類提出期限後に、提出した書類の内容を変更することはできません。ただし、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め、又は聞き取り調査を実施することがあります。

6 指定管理者の候補者の選定等

(1) 資格審査

次に該当する申請は、失格とします。

- ① 資格要件を欠くもの
- ② 提出書類に虚偽の記載があったもの
- ③ 提出書類等の提出期限を過ぎて提出したもの
- ④ 1施設につき複数の申請を行い、又は複数の事業計画書を提出したもの
- ⑤ その他選定に係る不正行為があったもの

(2) 指定管理者の候補者の選定

次の事項を総合的に勘案し、最も適当であると認められる内容の申請をした団体を指定管理者の候補者に選定します。

- ① 施設の利用について市民の平等な利用が確保されること。
- ② 施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。
- ③ 施設の管理運営を安定的に行うことができる能力を有していること。
- ④ 市民や利用者の声が反映され、サービスの質の向上を図れるものであること。
- ⑤ 管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 太田市指定管理者候補者審査委員会による審査

指定管理者の候補者の選定について、太田市指定管理者候補者審査委員会による審査を行います。なお、事業計画書等の内容について、審査委員会にて説明をしていただきます。

(4) 選定結果の通知

選定の結果は、申請者に書面で通知します。

7 問い合わせ先

太田市 福祉こども部 長寿あんしん課 いきがい推進係

〒373-8718 太田市浜町2番35号

TEL : 0276-47-1829 (ダイヤルイン) 又は 0276-47-1111 内線 2541

FAX : 0276-47-1881 E-mail : 018200@mx.city.ota.gunma.jp